

令和6年度 第1回 奈良県障害者施策推進協議会

日時：令和6年8月30日（金） 14:00～16:00

場所：修徳ビル 地下一階 中会議室

- 1 開会
- 2 議題・・・奈良県障害者計画の改定について
- 3 閉会

【出席者】

《出席委員》

八木会長、野村委員、岸元委員、辰己委員、北田委員、前田委員、住本委員、
中村委員、田ノ岡委員、西村委員、佐々木委員

《事務局》

山中福祉医療部長、春木福祉医療部次長

障害福祉課：島岡課長、松本課長補佐、坂本課長補佐、有田係長、下川係長、武藤係長

地域福祉課：奥野課長

地域包括支援課：小林課長

疾病対策課：松岡係長

特別支援教育推進室：岡田室長

人材・雇用政策課：高橋係長

【議事録】

(山中部長) 挨拶

(松本課長補佐) 資料確認、委員紹介

(八木会長) 事務局に対し、議題について説明を求める。

(坂本課長補佐) 議題について説明

(八木会長) 議題について、委員に対し意見を求める。

(八木会長)

私の方から1つよろしいか。計画の根拠法令ということで、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法が書かれている。他府県が制定している障害者計画をみると、手話言語条例を制定されているところもあるが、そういったところもこの計画に入れるのはどうか。

(坂本課長補佐)

手話言語条例は奈良県でも制定している。今は計画の策定根拠を記載しており、手話言語条例についても中身としては入ってくる。また入れさせていただきたい。

(岸元委員)

私が共感したのは主な改正内容の「目標」の変更の中で、「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」と、これが我々が一番共鳴できる目標だと思う。障害者は生活する中で、いつも生きづらさを感じている。これは社会的バリアだと理解しているが、生きづらさをなくすためにはどのようにするのか。社会が障害のない人を基本に作られているから、我々が、法律や制度や慣習のために生きづらさを感じていると思っている。このようなバリアを社会的な責任で取り除いてほしい。障害のある人もない人も、ともに共生する地域社会を作ってほしいというのは、いつも思っていることである。

それと、「施策分野」の「理解」を「共生社会の実現に向けた理解」としているが、全体的に「共生社会」という言葉がたくさん出てくる。我々も生活の中で心しているのが、共生社会の実現である。

それともう1つ、障害者施策の進捗率が低い項目の一つで、地域生活支援広域調整会議等事業の協議会の開催見込み数が実績ゼロとある。先日、御所市であった協議会に福祉課長に呼ばれて参加したが、地域生活支援広域調整会議について、御所市も作っていないと聞いた。この会議は平成20年にできたと聞いたが、障害者団体の会議に行っているろいろ聞く中で、このような会議の話聞いたことがない。実績ゼロということは、この会議が広く広報されていないのではないか。この調整会議というものを各市町村に広報されているのかどうか聞きたい。

(松岡係長)

地域生活支援広域調整会議は精神障害者の事業の一つで、県全体の広域的な精神障害者の地域包括ケアシステム構築を目指すような協議の場であったり、精神障害者の長期入院者の地域生活への移行に向けた支援などを議論する場だが、コロナの影響等もありまだ実施できていない状況である。

ただ、今保健所圏域では、各保健所が事務局となって、市町村や精神障害者の方を支

援する団体、訪問看護ステーションの事業者など関係団体が集まって協議の場を開催し、そこで各関係機関が個別支援で出た課題を共有し、地域づくりを実施しているのが現状である。この広域調整会議については、数値目標達成に向けて進めたい。

(八木会長)

共生社会をつくる上で、社会的障壁、事物、慣行、制度、観念という障壁があるわけだが、それを打ち崩していく上で、こういう表現がいいのではないかという意見だった。これについて何か他の委員の方、ご意見はあるか。

(佐々木委員)

日頃、障害者雇用関係の支援を行っているが、支援している我々と障害をお持ちの方との関係だけではなく、障害のある方と障害のない県民の皆さんと共に働くわけなので、やはり県民の皆さんに、しっかりと障害について理解し、一緒に活動していくという考えや気持ちを持っていただき、障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し合いながら活動していくということが非常に重要だと感じている。あと、障害者手帳の有無にかかわらず支援しているというところもある中で、やはりこの障害の有無にかかわらずというキーワードは非常に重要だと感じている。

(住本委員)

改定のポイントの「施策の柱」の変更の部分で、近年増加傾向にある「発達障害児の支援」を追加とある。発達障害のある方が近年驚くほど増加した。とても大事なことだと思うので、早急にその支援を進めていてもらいたい。

それと、障害のある方だけでなくその家族やグレーゾーンの方も含め対象とするとある。障害という言葉も大事だが、ここに書いているように、いろんな面でちょっとした支援がとても大事なことで、県民の人たちに広めていてもらいたい。いろんな部分で支援が必要な人はたくさんいる。そういう人をお互いが理解し合うのは最も大事なことだと思うので、ぜひよろしく願います。

(八木会長)

少し思うところがあるのだが、実は従来の障害者計画では、障害のある人一人ひとりの思いをということで、対象者を障害のある人と明記している。なぜかというと、これが障害者計画だからである。それで、先程から出ている共生社会という言葉を持ってきた時に、この計画の内容が少し変わってくる。

どう変わるのかというと、2006年に障害者の権利条約が採択されて、それ以降8年かけて国内法を改正して批准をした。障害者の権利条約に基づいて作られたのが障害者差

別解消法である。奈良県でいうと「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」があるが、そういう法律が共生社会には必要になってくる。

なので、障害の有無にかかわらずという文言にした時に、障害のある人以外の人、グレーゾーンとか書いているが、この人たちのことも範疇に入れて、県としてはこういうことをやっていきますということが必要になってくる。文言をただ変えれば良いという話ではなくて、変えることによって、脈絡やつながりが変わってくる。

障害のある人一人ひとりだと、障害者計画という枠でつくれるわけだが、障害のあるなしにかかわらずとなると、少し視野が広がって、その部分をどうするのかを検討しなければいけないという意見を申し上げる。他にいかがか。

(北田委員)

我々がお願いしたいことは、障害者及びその家族などを生涯にわたって支援する福祉計画の実施だと思っている。聞こえない親への情報保障や、もっと社会と繋がっていくための家族への支援をどうすれば良いかわからないということがある。例えば奈良県内では、ろう者向けの老人ホームはない。周りの人も聞こえないということがわかっていても、コミュニケーションしようという環境を作らないということがあったり、または、情報が欲しくても、今の通訳の派遣制度では派遣料が高すぎるということで派遣ができないという環境もあり通訳者も増えない。通訳者を養成しても、実際に通訳者になった後に働く場所がない。そういう関わりなどを障害者基本法や総合支援法、手話言語法を位置付けていけば、聞こえない我々も情報保障してもらえることが当たり前になるということを考えているし、してほしいと思っている。

手話言語条例があるとわかっているにもかかわらず実際、他に課題がたくさん残っている。当たり前のことになったらありがたい。

(八木会長)

情報保障について今後整備していただきたいという意見である。

(田ノ岡委員)

各障害者施策に令和6年度の目標があり、もう半年が過ぎるが、この目標に対しての進捗は、どの程度進んでいるのか。

(坂本課長補佐)

これは年度当初に昨年度（令和5年度）の実績を照会したものであり、今現在の進捗状況は把握していない。

(西村委員)

精神分野では特にグレーゾーンの方が大変多く、病院につながらない、治療をされていない方がたくさんおられる。家族の苦勞も大変多く、今の状況でいうと、精神科の初診を受けるためには二、三ヶ月待ちという声も聞いている。その間に問題を起こしたりなどで、保護入院になったり、措置入院になったりすることが多くあると感じている。

このグレーゾーンの支援に関する件は、これから対策を考えられると思うが、本当に重要な支援となるので、丁寧な支援を考えていただきたい。

「施策分野」について中身の濃い温かい文言で書かれている。支援という文言が多く出てくるが、アンケート結果を見ると、福祉人材等の確保・育成の問題点が多く出ている。これだけ人材不足で、どのような支援が行えるのか不安である。

福祉・医療に携わる人たちの給料面や、人材不足で重労働になっていると思う。辞められている方も増えているので、人と人とのかわる仕事をされている人を大切にしていかなないと、この福祉は進まない。

(八木会長)

今後の件で、グレーゾーンがどんどん増えてきていて、これは大変重要な部分ということ。また、福祉と医療に携わる人達の人材不足、人材要素をどうするのかという部分で、それには身分保障の問題やいろんなことが絡んでくるが、そういった部分も検討していただきたいという意見だった。

限られた時間の中で細かく見ていくことは難しい部分なので、委員の皆さんには日頃の立場から思うこと、これはこうすべきだということやぜひ聞かせていただき、どう修正されていくのかわからない部分はあるが、こうではないかという部分を今日は聞かせていただきたい。

(中村委員)

「基本的な考え方」のところで、障害者本人だけではなく、それを一番支えているのが家族であるので、その家族を精神的あるいは肉体的にどのように支えていくのかということも含めて内容を改めるということは素晴らしいことである。これらの家族をどのように支えていくのかというのが、我々もそうであるし、障害福祉の行政の方でも考えていかなければならないことだろうと思う。

それから改定内容の「施策分野」の変更で、単語だけではなく、説明をするような表現に変更するというのは、良いことと思う。

質問事項としては、災害時における支援の充実、これができていないのではないかと。災害時の個別支援計画については市町村が計画を立てるわけだが、これが全然進んでいない。やはり県が市町村を引っ張っていくというか、計画としてどのように

していくのか、どのような内容でやっていくのかということを示さないと、なかなか市町村だけでは進まない。

ある県で、災害時の避難、あるいは避難所の模擬訓練をやったが、その時に、避難所で直接対応をするのは、障害福祉課の方ではなく防災等の担当の方であると。防災の担当の方というのは、重症心身障害児者のことがわからない。どういう状態で、どのようにして来るのか、何が必要なのかが全くわからない。重症児の保持・維持装置の動かし方さえわからない。そういう問題が起こったと聞いている。

奈良県でも、そういう場合に福祉避難所で対応の仕方がわからないということがないように、計画を立ててやっていただきたい。もちろん、電源、バッテリーを必要とする重度の児者の方もおられるので、そこも含めて、災害時における支援の充実を、計画を立ててやっていただきたい。

それから、2つ目は進捗率の低い下位5項目のうち、重症心身障害児の項目が2つも出てくる。これはなぜなのかということ、分析してとらえておられるのか。どういう点でこれが、進捗率が低いのか。そこを分析した上でどうすべきか、ということも考えていただきたい。

最後だが、主な改定内容の「施策分野」の変更で、例えば「生活環境」を「地域で安心してともに暮らすための環境づくり」とすることについて。外出するということになると、ユニバーサルトイレを設けていかないと、重度の人が外出して、おむつ等を変えることができない。これも新しい施設等々を設けた場合には最低1ヶ所設けていくとか、何らかの形でユニバーサルトイレのようなものを、設けていっていただきたい。

(八木会長)

今日も台風10号が来ていて、テレビのニュースを見ると大変なことになっている。今では日本は災害大国と言われている。なので、災害時における支援のあり方を、各市町村の中でどんどん整備していただかないといけない。福祉避難所といっても、実際のところ福祉とついているが、対応できるようなところにはなっていないなど、いろいろあると思う。そうした意味で、この計画の中でどう扱っていくのか。文章で変えていく限りは、それに対応する施策というのが必要になってくる。絵に描いた餅ではなくて、どこまでできるかは別にして、積み重ねてやっていかなければいけないことがたくさんある。生活環境も、いろいろ変えていただかなければいけないと思う。

(田ノ岡委員)

今話にてたユニバーサルトイレについては、前々から障害者関係の会議でも団体から質問が出ている。新しく施設を建てるとき、また改修工事をする時には設置するという話が出ていたと思うが、今改修工事をしている文化会館はどうなったのか聞きたい。

(島岡課長)

文化会館についても、以前から改修についてご意見をいただいております、担当課には伝えている。そして、障害者対応になるようにベッドも置くと聞いているが、今設計をしているはずなので確認する。

(八木会長)

今、ユニバーサルトイレの話が出たが、奈良県では「住みよい福祉のまちづくり条例」が制定されている。例えば、不特定多数の人が利用する建物については、2000 平米以上のものについては、トイレも、駐車場も専用のもを作らなければいけない。それで 2000 平米以下のものについては、500 平米以下であっても、どんな施設かによっては適合基準を設けて、それに合致しないと建築許可がおりないという条例があるわけだが、実は 2005 年に改正されている。何かというと、2005 年以前のコンビニは、どこでも一段の段差があった。だから車椅子に乗っている人は行けなかった。しかし、まちづくり条例が改正されて、200 平米以下であっても、必要なものについては、福祉に適合しないと駄目ということで、今ではコンビニは全部車椅子でいけるようになっているし、中にトイレも作られている。しかし 2005 年以降改正されてない。19 年間そのままになっている。

先程から話にてているユニバーサルトイレのあり様も、バリアフリーからユニバーサルデザインへという大きな流れがあったわけだが、「障害があるなしにかかわらず」という文言からいけば、そのトイレのあり方もどうすべきかとか、問題は山積しているように思える。日常生活の中で、生きづらさの中に、こういう公共施設の問題というのは大きいので、そういうものもどうするか。

(野村委員)

2 点申し上げる。1 点目は施策分野の「地域で安心してともに暮らすための環境づくり」の中の「住まいの確保」における「地域における居住支援」というところだが、「居住支援」ということは、既に住まいが十分に充実をしていて、選択できるだけの住まいがあって、それに則った居住支援をするということが居住支援の中身になるので、もし可能であれば、「住まいの充実」など、「住まい」という文言を入れていただきたいのが 1 点目。地域における住まいの充実と居住支援などのように、住まいというものを入れられるかどうかを検討いただきたい。

そして 2 点目は、先程から話題に挙がっている防災にかかる内容である。調査結果を見ると、奈良県は個別避難計画ができていいるのは 4 市町村で全国ワースト 1 だということが回答としてあがっている。個別避難計画は市町村の努力義務なので、各市町村で実施してもらわないといけませんが、一方で、作成することが目的になっていて、できあがった個別避難計画が実際に活用できるかということ、それは難しいということが奈良県以

外の自治体でも散見される。県としては、各市町村に対して、個別避難計画を実行可能なものとするように、こういった視点をもって計画を進めていくのか、作成するのかということを示すことが、役割として求められると思っている。

例えば大阪府などでは、各市町村で個別避難計画が進まないのが、大阪府が市町村の職員の方向けに、個別避難計画を作成するために必要な事柄をまとめたガイドブックを作成している。

そこには当然、危機管理に関わる部署だけではなく、障害者福祉に関わる部署の方も参画をされているので、そういった形で個別避難計画作成の推進というところで、県として各市町村にお願いできたらと思う。

(奥野課長)

奈良県が全国的に個別避難計画の策定が遅れていることは事実である。ただ、決して放置しているものではなく、例えば、今年度は奈良県市町村長サミットにおいて、各市町村長に県内の状況を説明して、全国的に非常に遅れていること、県も一緒に取り組みを進めていくことの認識を共有した。また、研修等では、各市町村の担当を集めて、個別避難計画の立て方などの研修を実施している。

県としても、確かに計画を作成するだけではうまくいかないと十分認識をしているところで、いろんな方面にも協力等を呼びかけながら準備を進めている。

(前田委員)

私の方が肢体不自由児者の父母の会なので、バリアフリーについてお話をさせていただきたい。災害時、避難困難な人をどうするかということと、福祉避難所や個別避難計画を進めることももちろんだが、身体障害の人たちは災害後の生活で困る。その生活の前段階でも逃げるといって非常にハードルが高く、実際問題逃げられない。車いすの人は地震で道路がでこぼこになると逃げられないし、家がなんとか残っていたら留まるしかない現実がある。そういう人たちをどうするのかというところで、個別避難計画の中に、落ち着いた時に自治会の人や訪問して見てくれる、そういう人たちがいるということを地域の人に知ってもらうなど、それは自助努力ではあるが、あの人どうしているのかと、落ち着いた時に見てもらえるシステムができたらい。そして助かった後の生活でも、仮設住宅などいろいろな場合があるが、車いすだけではなく、障害特性で大きな声を出すから避難所に行けないということもあるので、そういう部分も含めて災害後の生活を考えないといけない。我々当事者も一緒に考えていけたらと思う。

バリアフリーの部分で、居住支援よりもそもそもの住まいのことを先程おっしゃっていたが、同感で我々の子どもたちや家族が地域で生きているわけだが、特別な扱いで生きているわけではなくて、普通に地域で生きたいと思っている。そういうことをもっと

考えないといけないのだなと思っているが、親子の高齢化ということで、私とその岐路にきている。親が60代になり、自分の子どもの10年後の生活を今の状態だと描けない。地域で暮らしていきたいという人も、じゃあ選択肢は何なのかというところで、いろいろな選択肢があると思うが、それをしたいと思っても障壁があるというのも事実である。その人一人ひとりが思った暮らし方が選択できるような世の中になってほしいと思っているのと、それを支える福祉人材が確実に少ない。これは喫緊の課題である。その住まいの選択肢の一つとして、いろんな障害の方のグループホームが沢山できてきているが、特に医療的ケアの必要な人のグループホームが非常に少ない。奈良県にあるのだろうかと思う。国の制度では、ほとんどの介護人材の配置が一律で、どのような支援が必要なのかを考えると、一律の制度では難しい。人材がたくさんいて、医療従事者が必要な人たちが入れるグループホームは非常に少ないので、なんとか奈良県で進めていけたらいい。

(八木会長)

避難所や災害支援の問題だが、逃げられないという話である。私も車いすに乗っていて、天理市に住んでいるが、よく何かあると携帯電話が鳴って避難の通知が来る。しかし豪雨の時に避難出来るのかというと、実際無理なので、自宅で待っている。この避難所の問題は、どういう災害が来るのかによって、なかなか難しい問題である。それで、災害に関してだが、他府県で優れた事例をしているところはあるのか。

(奥野課長)

手元に資料がないが、自主防災組織が活発なところについては、例えば要支援者がどこの部屋でどの向きに寝ているかといったことまで、市町村の職員よりも自主防災組織の方がご存じである。地震などが起きた場合、「こっち側の戸を破って救助できる」といったことまでよく理解されていて、自主防災組織の活動が根づいている地域については、やはり避難誘導等をすごくスムーズに実施されていると多く聞き及んでいる。結局は地域の力が試されているということになるかと思う。

(野村委員)

大阪市の地域での取り組みだが、そもそも災害が発生した時には、最初は、自分自分で守らなきゃいけないところがまずやってくるので、そう考えると個別避難計画は、あくまでも市町村の努力義務ではあっても、作成は私たちがしなければいけないのではないかと考えている。その考えに則って、今自治会と共同で、障害のある人ない人にかかわらず、高齢であろうとなかろうとかかわらず、全住民が自分たちの個別避難計画を作るという取り組みを昨年度から行っている。

なぜかという、例えば今の時点では何ら支援が必要ない人であっても、1年後2年後にはわからない、もっというと1週間後にはわからないわけで、そう考えると、全住民が自分たちのための計画なので、行政に任せるということではなく、自分たちで、行政の力を借りながら作るということにしている。そこでは在宅避難がどうかということも選択をするようにしている。在宅避難の方に対しては、在宅ということが最初に来るので、災害時には在宅避難をしているその方に誰が支援に行くのかということも決めている。さらに障害のある方であっても、支援してほしいことだけではなく、支援できることも書くということにしている。障害があろうとなかろうと、ご高齢だろうと、すべての住民が強制ではないが、できることを書く。実際にその個別避難計画に基づいて、自治会で防災訓練を実施している。そうすると、おそらく実際に災害が発生しても、その計画が有効に生きてくるのではないかと思う。優れた事例というわけではないが、地域の中で取り組んでいる事例として実際にかかわって、その作成に携わっているのも、情報提供ということでお話をした。

(八木会長)

大阪府の1つの事例を紹介いただいた。私の天理市には9つ校区があるが、自治防災組織の地域性が出てくる。どういうことかという、地縁・血縁を基にする、昔、村落共同体という言い方をしていたわけだが、そういう地域と新しい住民層の地域とでは、統率がなかなか難しいという現実がある。先ほどもあったが、自分のことは可能な限り自分で守っていく。もし台風で家がこうなったらどうする等、ある程度想定して考えていくことは重要である。もし何かあった場合のことを考えるのは大変重要なことである。他になにかないか。

(辰巳委員)

改定の概要の中で、現計画以降に作られた関係法は、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等の内容を盛り込んで新計画を策定すると書かれている。全国的には日本視覚障害者団体連合、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国盲ろう者協会の4団体で情報コミュニケーション4団体連絡会が開かれており、情報障害に関する取り組みが話し合われている。奈良県の新計画においても、情報障害に関する内容も盛り込んでいただきたい。

(八木会長)

情報障害という言葉が出てきた。この辺もどう盛り込んでいくのかが大変重要な部分

と思う。日本は間違いなく多数派中心社会であり、少数派の人たちのことをあまり考えてくれないということ、私も経験を通して感じている。先程まちづくりの話をしたが、音中心の社会であり、なんでも音で知らせる。聞こえる人が多いからだという話になるかもしれないが、今は多様性の時代である。1981年以降からは国際的にソーシャルインクルージョンの言葉がキーワードになっている。社会はいろんな人がいて当たり前、その人たちを排除するのではなく包摂するということを言い続けている。だが日本の場合には音中心社会で、耳で確認したり、目で確認したり、いろんな方法を使ってわかるようにまちづくりを変えていかなきゃいけないが、そうっていないということ、常々感じている。

そうした中で、さっきの情報障害という言葉の意味をどういうふうにとらえるか、切り口は何にするかによって具体的な施策は変わってくるので、こういうことも今回の計画の中に、盛り込んでいただく。どのように盛り込むのかは事務局で検討されることになることと思うが、大変重要なことだと思う。

(前田委員)

改定にあたっての基本的な考え方で、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」の内容を踏まえた計画ということだが、奈良県には障害者に関わる条例が他にもあって、令和3年の「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」や「奈良県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」、これは障害理解・啓発が内容の中心と思うが、重症心身障害者の地域生活は障害に限られるということもあり、あえて入れていないのかもしれないが、そこをもう一度見直した時に、人材育成や地域間格差、家族の支援であったり、この障害者計画に盛り込もうとされていることがしっかりとうたわれている。奈良県以外の人から奈良県の条例は素晴らしいと言われる。ちゃんと条例にうたわれているその条例がある奈良県は、他府県から見ても素晴らしいと言われて嬉しかった。あとは、その謳っていることをどう具現化していくかということなので、あとの2つの条例もしっかりと計画に盛り込んでいただいて、新計画ができたらいい。

(島岡課長)

ここにはつながり続ける条例のみを書いている。この条例は障害福祉に関することを全般的に書いているが、もちろん他の重症心身障害の地域生活の条例や、社会づくり条例の中身を反映した計画として作っていくので、その点は十分留意している。

もう1点、先程ご質問あった文化会館のユニバーサルトイレのことで十分説明できなかったのだが、先日、こちらから文化会館の担当課に確認したところ、今設計はできあがっていて、その中で、多目的トイレの中に大人が横になれるベッドがあると確認して

いる。ただ、図面はまだ渡せる段階ではないので、また確認できたら、ご報告させていただきます。文化会館は令和9年にリニューアルの予定となっている。

(八木会長)

この施策推進協議会の会議は、もう1回あるので、またその時点で、今日皆さんからいただいた意見を盛り込んだ形で次回の会議で諮られると思う。

本日の審議はここまでとする。

(松本課長補佐)

多くのご意見をいただき感謝申し上げます。

以上をもって今回の施策推進協議会を閉会する。